

東京  
公報

印

## 四 次

## 公 告

○労働委員会規則に基づく公示による交付  
.....(東京都労働委員会)....

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）  
第49条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり公示  
による交付を行う。

なお、交付すべき書類は、東京都労働委員会事務局審査  
調整課に保管し、交付を受けるべき者にいつでも交付する。  
受領しないときは、令和7年6月2日の終了をもって書類  
の交付があったものとみなされる。

令和7年5月19日

東京都労働委員会  
会長 國 藤 文 士  
記

1 令和7年5月19日（月曜日）

1 事件名  
都労委平成15年不第42号、16年不第41号、17年不第47

号、18年不第63号不当労働行為救済申立事件（東京二十  
三区清掃一部事務組合事件）

2 交付すべき書類

3 1の事件に関する決定書

申立時の所在地 足立区青井二丁目12番8号

申立人 松村 良一



発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一二一(代)  
新宿区西新宿二丁目八番一号都

郵便番号 163-8001

定価一本号  
(郵送料を含む。) 三〇円印刷所勝美印株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号社  
○三(三八一二)五一〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このページは、再生紙で  
リサイクルして作成されました。